

5 国が実施する監査等について

(1) 平成24年度における監査計画について

平成24年度においては、原則としてすべての都道府県・政令指定都市に対する監査を実施することとしており、具体的な監査実施計画については決定次第連絡することとしているので了知願いたい。

(2) 監査事前提出資料の見直しについて

「生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ」において、「実施機関の事務負担軽減」として「生活保護業務データシステム等によるIT化によって、福祉事務所の事務負担の軽減が期待される」とされ、「国は、各種調査の重複の排除や省力化などにより、ケースワーク業務に追われる福祉事務所の事務負担を極力減らすよう努める必要がある。」とされたところである。

こうしたことを受け、各都道府県等本庁から提出を受けている「生活保護法施行事務監査事前提出資料」（以下「監査資料」という。）について、各実施機関が生活保護業務データシステム（以下「データシステム」という。）に入力したデータについては監査資料としての提出は求めず、国がデータシステム上の関係データを監査において使用する形式に抽出・再構成し都道府県等本庁へ提示、相互に確認することで自治体事務の軽減を図るよう見直しを検討している。

具体的な見直し内容や、見直し後の監査資料様式等については、成案が得られ次第別途示すこととしているので了知願いたい。

(3) 研修会等の開催について

平成24年度においては、以下の研修会等の開催を予定している。

特に、平成24年度においては、昨年開催したブロック会議での各自治体からの意見等を踏まえ、都道府県等本庁の生活保護指導職員等に対して、従来から開催していた「生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議」に加え、生活保護事務の経験が無い都道府県等本庁の生活保護指導職員等に対して「新任研修」を実施することとし、従来の「新任生活保護査察指導員基礎研修会」の対象と内容を発展的に見直して、「生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会」（仮称）として開催することとしたので、他の研修会等とあわせて、関係職員の参加等について配慮願いたい。

ア 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

生活保護制度は現業事務を基本に成り立っており、現業事務を適正に実施するために査察指導機能は極めて重要である。

また、都道府県等本庁において指導監査業務に従事する生活保護指導職員等は、生活保護事務に係る法制度を十分に理解していることはもとより、実施機関の現場における査察指導のあり方等も理解の上実際の指導等に当たる必要がある。

こうしたことに鑑み、指導監査時における個別指導に加え集団指導として、現業事務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない都道府県等本庁指導職員等を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内実施機関を含めて配慮願いたい。

○ 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

対 象 者：現業事務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない都道府県等本庁指導職員等

開催時期：平成24年5月中旬

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：生活保護事務の基本に係る講義及び分科会による「査察指導」と「指導監査」それぞれの基本的知識等の習得

イ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

査察指導員として一定の経験を有する生活保護査察指導員等を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内実施機関に対して配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の経験を有する生活保護査察指導員等

開催時期：平成24年8月

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：求められる査察指導業務に係る講義、事例発表及び意見交換等

ウ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止等における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団員による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内実施機関に対する指導監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度と同様、各都道府県・政令指定都市の生活保護指導職員を対象に、下記のとおり会議を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の参加について配慮願いたい。

なお、上記アの「生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会」へ参加した新任指導職員の本会議への参加についても、特段の配慮を願いたい。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対 象 者：各都道府県・政令指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成24年5月下旬

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等

生活保護法施行事務監査事項

主 眼 事 項	着 眼 点
1 保護の適正実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底	1 面接相談時等における適切な対応と事務処理 (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。 (2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。 (3) 他法他施策活用についての助言は、適切に行われているか。 (4) 手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認は的確に行われているか。 (5) 相談内容、助言結果は面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。 (6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。 また、申請の意思が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。 (7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。 (9) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制はとられているか。 2 保護開始時における調査の徹底 (1) 資産等の把握状況 ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。 また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、年金事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。 イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書は適切に徴取されているか。 ウ 急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。 エ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。 オ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。 (2) 他法他施策の活用状況 ア 年金、手当、自立支援給付等の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	イ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。 ウ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。 エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の優先活用について検討されているか。 (3) 病状及び稼働能力活用状況の把握 病状及び稼働能力の活用状況が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等は活用されているか。 (4) 扶養義務履行の指導状況 ア 扶養義務者の存否の確認は行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認は行われているか。 イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する方法により、扶養の可能性は調査されているか。 また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。 ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。 エ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときに、再照会は行われているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 保護受給中における指導援助の推進	オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。 カ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。 キ 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、すみやかに調査が行われ、再認定等適宜の処理は行われているか。 また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度行われているか。 3 関係機関等との連携 関係部局、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携は円滑に行われているか。 1 権利、義務の周知徹底 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導は行われているか。 なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費等の収入認定除外について、周知されているか。 さらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底は図られているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	2. 資産及び収入の把握 (1) 資産の把握 ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。 また、資産の申告内容に変化はないか。 特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額は的確に把握されているか。 イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。 (2) 収入の把握 就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書は徴取されているか。 ア 稼働収入の把握 (ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。 (イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。 イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握 (ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(イ) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じ、年金事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。 (ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。 ウ 課税調査の実施状況 (ア) 前年中に保護を受給した全ケースの世帯員全員について、毎年6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。特に管外市区町村に住民票がある者については、当該市区町村に対しても課税情報の提出について協力を求めているか。 なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。 さらに、課税調査結果は決裁されているか。 また、法第78条適用等の処理は、遅くとも年度内に完結されているか。 (イ) 課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備は図られているか。 (3) 年金等の受給権の確認 ア 日本年金機構から35歳、45歳及び58歳時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。 イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。 エ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。 オ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。 (4) その他、他法他施策の活用 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、介護扶助または医療扶助について自立支援給付等の優先活用の可能性など他法他施策の活用について検討されているか。 (5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い 入院患者日用品費等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。 3 援助方針の策定 (1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。 また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。 (2) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 援助方針は、ケースの生活状況等の変化に即して適切に見直しがされているか（ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上見直すこと）。 (4) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。 4 訪問調査活動の充実 (1) 訪問計画の策定 ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導などについて、訪問調査活動の目的を達成するために考慮されているか。 なお、個々の被保護世帯への訪問基準の設定にあたっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。 イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。 また、ケースの生活状況等の変化に応じて適時適切な見直しは行われているか。 (2) 訪問調査活動の状況 ア 訪問は、訪問計画に沿って確実に実施されているか。 また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。 イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用など必要な指導援助は行われているか。 ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行うなど世帯員全員に対し適切な指導援助が行われているか。 エ 面接すべき者の不在が続く場合には、訪問方法を工夫するなど適切な対応措置はとられているか。 また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力されているか。 オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。 カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。 また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。 5 就労阻害要因の把握 (1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助は適切に行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に、年1回以上は把握されているか。 (3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況や入所条件等を総合的に勘案し、適切に行われているか。 6 個別具体的な指導援助の充実 (1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況 ア 稼働能力を活用しているか否かについては、 ①稼働能力 ②稼働能力を活用する意思 ③稼働能力を活用する就労の場 があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。 イ 就労・求職状況管理台帳は整備されているか。 また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ内容を把握し、必要な指導は行われているか。 ウ 就労に関する個別支援プログラムを積極的に活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。 エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。 また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	オ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労の日数や時間、収入が少ない者に対し、勤務先調査又は課税調査が行われているか。 また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等を総合的に勘案し、稼働能力が十分活用されていない場合には、転職を含む増収指導が行われているか。 カ 稼働能力の活用の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。 また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。 キ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があると認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることを伝えているか。 (2) 高齢者、障害者世帯など要援護世帯に対する指導援助の状況 ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。 イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。 ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。 エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用は図られているか。 オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等について協力依頼は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況 ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。 イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助は行われているか。 ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図るなど適切な指導援助は行われているか。 エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。 (4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況 債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は図られているか。 (5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況 ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。 イ 民生委員、保健所、町村役場、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。 また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。 ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付の手続きをとることにより改善は図られているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
(3) 適正な保護の決定 事務の確保	1 保護の開始 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。 2 保護の廃止 (1) 要否の判定による廃止 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、医療費、介護費用等を含めて適正に要否の判定を行い決定されているか。また、廃止決定の理由は的確か。 (2) 「辞退届」による廃止 ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。また、本来不必要な「辞退届」を一律に徴取していないか。 イ 被保護者本人から自立の目的を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥らないことを確認しているか。 ウ 保護の廃止決定の判断は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。 エ 保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や国民年金への加入等の諸手続及び急迫状況に陥らないよう必要に応じ再来所・再申請について助言されているか。 また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮はされているか。